

### 3.国内外における教育研究交流

#### A.神学部

##### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

###### 現状の説明

神学部専任教員 8名中、2名は米国人であり、他は全員外国に留学の経験があるので、国際化、国際交流には積極的であり、また外国人講師を招いての特別講義や講演会等は多数行われている。また本学部は、アジア・バプテスト神学大学院 (ABGTS:アジアのバプテスト主義の神学大学が連携して作った、フィリピンに本部を持つ大学院)の分校でもあり、学生を受け入れ指導している。更に、インドネシア・バプテスト神学大学 (STBI)との交流を推進している。また、在学生には多くの外国人がおり、現在はロシア人、ミャンマー人、韓国人が在学しているが、他に米国人、インドネシア人も学んだ。

###### 点検・評価 長所と問題点

国際化へと開かれた学部である。特に、アジアを視点においた国際交流は、他大学ではあまり多くない現状を考慮すると、評価すべきことである。また、教員も学生も国際的感覚を身につけている。更に、本学部には学生寮が単身者・家族のために完備されているので、外国人学生や研究者が滞在するのに良い環境である。

###### 将来の改善 改革へ向けての方策

神学部は、本学が行っている国際交流協定校との交流にも教員の派遣等を通して参加してきたが、今後は、更にこの方面でも国際交流を深める必要がある。

##### b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

###### 現状の説明

教員に関しては、本学が行っている海外研修のプログラム (在外研究員制度)を本学部も利用して、研究の交流を定期的に行っている。更に、個別的に海外の学会に出席したり、また外国人研究者を講師とした講義、講演会等を行うことによって、研究上の交流も図っている。

###### 点検・評価 長所と問題点

本学が行っている諸外国の交流協定校との国際交流、及び在外研究員の制度には、本学部もあつているが、これは高く評価すべきことである。

###### 将来の改善 改革に向けての方策

今後は、更に諸宗教との対話を念頭に置きつつ、国際化の方向を模索していく必要がある。

#### B.文学部

##### B-1.英文学科

##### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

###### 現状の説明

国際センターを窓口として、姉妹校、協定校との交換留学制度が実施されており、毎年28名前後の学生が留学している。英文学科からも、2001年度は5名の学生が英米に旅立った。英文学科としては、

学生の国際交流を積極的に推進し、数多くの学生が留学するよう奨励している。一方、教員の交換や、在外研究制度を利用した外国の教育・研究機関での研究を通じ、教員の国際理解や国際交流が推進されている。

#### 点検・評価 長所と問題点

国際社会に通用する人材の育成は、英文学科の基本方針の一つであり、留学のための指導は積極的に行っている。英文学科主催の年2回のTOEFL実施もその基本方針に則ったものであり、成果は実りつつある。教員も在外研究等を通じ、その研究内容の充実と共に、英語運用能力にも磨きがかかっている。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

英語専攻課程の学生に比べると、国際交流の意識は低いといわざるを得ない。英語運用能力の向上とあわせて、今まで以上に積極的な指導が望まれる。

### b. 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

#### 現状の説明 点検・評価 長所と問題点

過去において、フルブライト交換教授の受け入れ、姉妹校との交換教授の派遣と受け入れ等行っていたが、フルブライト交換教授の受け入れを廃止したこともあり、ここ数年低迷している。姉妹校への教授派遣もカリキュラムとの関係で、年々難しくなっている。また、1年間の在外研究を利用して客員教授として海外の大学に派遣される。2001年度は、該当者は0であった。カリキュラムの充実に反比例して、教員不足は深刻である。国際的な教育研究交流を緊密化することは重要なことではあるが、派遣に伴う担当教員の減少はその年度の授業計画に少なからず支障をきたすというのが現状である。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

英文学科における国際交流は、受け入れにしても、派遣にしても積極的に進めたい。機会があれば在外研究制度を積極的に利用し、海外の大学で研究を積み、教育者、研究者としての質を上げることは重要なことである。そのためにも教員数の充実が急がれる。

## B - 2 . 外国語学科英語専攻

### a. 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

#### 現状の説明

現在、英、米、仏、中の14の姉妹校・協定校と交換留学制度を行っており、毎年28名前後（そのうち英語圏へは22名の学生が留学生として派遣されている。また、ほぼ同数の学生を、これらの協定校から本学の留学生別科に受け入れている。派遣留学については、2年次生以上の希望者は選考試験を受け、合格者は翌年の8月から1年間それぞれの大学に留学し、修得した単位は帰国後に換算される。英語専攻の学生は、毎年、希望者、合格者とも多く、2000年度、2001年度共に8名ずつが合格して派遣留学生に選ばれた。教員の在外研究は、全学的な枠と計画のもとに行われている。英語専攻では、2000年度、2001年度に、それぞれ1名ずつ実施した。交換教授の該当者はなかった。英語専攻教員が、学会発表あるいは資料収集のために海外出張するケースはかなりある。

#### 点検・評価 長所と問題点

英語専攻の学生は、当然のことながら、入学前から海外留学の希望が強いので、入学後もその動機

づけを持続し、高めるような指導をしている。具体的な目標を持って授業に臨むと、吸収力も高く、定期試験の成績も良くなり、留学選抜試験の合格点に近づくことになる。海外留学は、英語専攻の学生にとって何よりも大きな夢であり、目標であり、それが実現すると大きな自信につながる。このこと一つをとっても、英語専攻の学生には積極的学習の原動力になっているものと評価できる。また、教員の在外研究や国内研究はできるだけ予定どおり実施してもらうようにしているが、そのために当該教員の担当授業が開講できなくなり、カリキュラム上支障が出ることもある。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

海外留学だけでなく、国際化に対応できる人材の育成は英語専攻の大きな教育目的であるので、上述のTOEFL(ⅡP)テストの支援は、今後とも続けるべきであると考えられる。教員が在外研究を実施しても授業に大きな影響が出ないように、演習を半期完結にする等の工夫が必要である。

#### b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

##### 現状の説明

過去においては、集中講義のためにアメリカの大学教授を招聘したこともあった。また、姉妹校との交換教授制度により外国からの教授を英語専攻に受け入れたり、英語専攻から教授を派遣したこともあったが、この1、2年間はどちらも行われていない。

##### 点検・評価 長所と問題点

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させることは、学生にとって大きな刺激になるので、大いに推進するのが望ましい。しかし、海外の大学教授による集中講義は、国際交通費が支給されないため実現は難しい。交換教授制度は、受け入れについては受け入れる教授の専門分野によって受け入れ学部が決まるし、派遣教授は各学部間のローテーションによるのでなかなか派遣順番が回ってこない。順番が回ってきたとしても、派遣年度に対して依頼時期が遅すぎるために、学科の授業計画に支障をきたすという理由で辞退せざるを得ない場合が多い。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

交換教授の受け入れを積極的に行うために、交換教授の派遣要請をできるだけ早めに出してもらうように、関係部署に検討してもらう必要がある。

### B - 3 . 外国語学科フランス語専攻

#### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

##### 現状の説明

本専攻では、フランス語の修得によって、フランス、フランス語圏の国々、更にその他の国々でフランス語を話す人々とのコミュニケーションを通じて相互理解を深める異文化交流を目指している。毎年、3、4名のフランス語専攻の学生を、交流協定校であるフランス、スタンダール=グルノーブル第3大学、エクス=マルセイユ法、経、理大学へ派遣している。私費留学生も、数名、フランス各地の大学で学習している。これに加えて、夏期語学研修にも20数名の学生が毎年参加しており、4年間の課程中、数多くの学生が異文化体験をしている。逆に、フランスの交流協定校からは、毎年、2、3名の学生が日本語修得のために本学に留学している。教員研究者レベルでの交流では、かつてフランス語専攻ではスタンダール=グルノーブル第3大学と交換教授を行った経験があるが、定期的に行っているものはない。しかし、毎年、他大学や学外のフランス語養成機関と協力して、フランス人研究者を招いて講演会や討論会を開き、本

文学部、大学院の聴講可能な学生を交えてフランス語で討論している。

#### 点検・評価 長所と問題点

フランス語を修得して、その実践の場が実際に提供されないならば、外国語を学ぶ意欲、関心の喪失を招くのみならず、フランス文化をその現実と切り離すことによって理解に歪みが生じ得る危険性がある。個人の学修が体験に生かされ、体験が学修を補正し、より深い理解につながることを望まれる。生きた言語を学ぶとはそういうことであり、常に言語が進化していることも認識できよう。教育研究の両領域で、新しい情報交換は常に必要であり、学部学生、大学院生、教員に刺激を与えるためにも講演、セミナー等の機会を多く持つべきである。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

フランス語専攻では、可能な学生には現地体験を推奨していくと共に、本学へ留学しているフランス人学生とも交流を促進するよう、今後も指導していきたい。基本的には、より多くの学生がより多くのフランスの大学で学び、体験を積むことが好ましいと思われる。このためにも交流協定校との情報交換を密にし、また他のフランスの大学との情報交換を進め、語学研修地の開拓を図る必要もあろう。そのためには、研究レベルでの交流も欠かせないものであり、教育研究両領域の交流が相互に刺激されながら推進されるように努めたい。

### b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

#### 現状の説明

留学体験した学生から、留学の様子を調査し、現地での学習方法や実生活の様態を記録に残している。この調査は、次回に留学する学生のために役立っており、彼らのフランスでの留学生活に貢献している。本専攻と交流協定校との連絡も、毎年、夏期研修生を送る時点で、相手大学に学生の指導をお願いしている。研究レベルでの交流は、決まった大学と行っているわけではないが、毎年、日本フランス語フランス文学会が招聘する研究者、あるいは個別にフランス人研究者と連絡を取り、可能な限り本学で、講演、セミナー等を開催している。

#### 点検・評価 長所と問題点

留学を希望する学生は毎年必ず存在し、フランスの留学希望大学も各地に広がりつつある。それらの大学の正確な情報を得られるよう努めなければならない。教員研究者レベルでの交流は、可能な限り毎年講演会やセミナー等の形をとって行っていきたいと願っている。時期的なもの、経費的なもの等の問題があるが、学術研究所で許可される範囲でも毎年1、2回は計画できると思われる。更に、教員の国際的な共同研究も進めていきたい。

#### 将来の改善 改革に向けての方策

留学、学会活動や研究グループ活動を通じて、学生や研究者の交流が今後も促進されるべきである。学生が留学希望する大学の情報をインターネットやパンフレット等で紹介し、フランスの諸地域の文化を広く体験してもらいたいと願っている。また、近隣の大学やフランス語養成機関との協力により、情報交換をより活発にし、日仏教育研究交流を深める努力も怠ってはならない。

## B - 4 . 児童教育学科

### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

#### 現状の説明

過去に、長年の姉妹校である米国ベイラー大学教育学部と西南学院大学児童教育学科との共同研究を実施し、研究成果として公表した。これまでに、ベイラー大学には、交換教授として2名の教授を送り出している。また、交流協定校である中国吉林大学との国際交流事業は、2001年に10周年を迎え、この間、交換教授2名、交換研究員2名を派遣している。また、文部科学省の科学研究の一環として、隣接する公立小学校と韓国の小学校の国際交流のための総合学習の取り組みと対応させ、また2001年度後期から開講した「総合演習」(国際理解チーム)と共同して、新しい教育の取り組みを実施している。また、全学的に学術研究所の交換教授・交換研究員制度以外に、今年度の国際交流基金からの客員研究員を含め、現在まで、中国(2名)・台湾(1名)を児童教育学科では受け入れている。学生の教育交流についても、過去に、アメリカの姉妹校・協定校への交換学生の派遣をはじめ、台湾やペルー等の留学生を受け入れてきた。

#### 点検・評価

教員は、在外研究・国内研究を利用して、毎年、欧米・オーストラリア・中国等で研究に取り組んでいる。また、交流協定校(米国・中国)へ派遣されたり中国に客員教授として赴いたり国際的な学会・シンポジウムの運営、海外の学会の役員になっている。今日まで、本学において学会を開催して国内外の著名な研究者を招聘し、学術研究所主催の講演会に海外(米国)からの講演者を招待する等、教育・研究の国際交流を推進している。学生の教育交流についても、東アジアや欧米の留学生を積極的に受け入れることが望まれる。

#### 長所と問題点

学内の国際センターや学術研究所における国際交流プログラムは充実しているが、文部科学省や他の研究助成からの補助金による研究や教育の取り組みは非常に少ないようである。今後、留学生の国際交流については、国際センターの留学生別科のカリキュラム以外も受講できるようにすべきである。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

今後、個人又はグループレベルだけでなく、学科全体として、より積極的な国際交流の取り組みが期待される。

### b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

#### 現状の説明

過去の米国ベイラー大学教育学部と西南学院大学児童教育学科との共同研究では、研究を進めるにあたり、必要な研究費は個人的な負担であった。来年度以降に申請している私学振興財団の研究助成についても、学術研究所の特別研究との関係が主体となっている。国際的な共同研究を推進するためには、他大学のように、本学は、文部科学省の科学研究費申請を条件としている。

#### 点検・評価

学術研究所における在外研究・国内研究制度は、国際交流を個人レベルで奨励する取り組みであり、国内研究においても、海外での研究を認めている点は評価できる。しかし、国際センターの事業である姉妹校との国際共同研究については、研究予算が少ないため、現状では活発とはいえない。

#### 長所と問題点

本学では、学内の国際センターや学術研究所における国際交流プログラムをジョイントした事業として、文部科学省や他の研究助成団体等からの研究や、私学振興財団の「特色のある教育の助成」等を活

用した教育の取り組みへのサポートシステムが整っていない。

将来の改善 改革に向けての方策

個人又はグループレベルの研究 教育助成をバックアップするために、前年度から経常予算を立てることが必要であるが、特別研究費枠以外に、海外の姉妹校 協定校との国際共同研究補助金制度を設置することが望まれる。

## B - 5 . 国際文化学科

### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

現状の説明

本学は、学生の交換留学制度、教員の交換教授や在外研究の制度を持ち、積極的に運用している。

国際社会に即応できる学生の育成を教育理念に掲げる本学科は、国外の大学への留学を積極的に奨励している。外国大学での授業や語学能力の充実化、異文化体験は、本学科が意図する教育目標を実践するものであり、留学の志望が勉学意欲の動機付けを強め、留学から帰国した学生の活動が学生の活性化を促進する等、留学制度は、本学科の性格に重要な条件を提供している。教員の在外研究に関しては、カリキュラム編成の条件に支障がでない限りは、積極的にこれを奨励している。

点検・評価 長所と問題点

これまで、本学が交換留学制度を締結した国外の大学との交流は、着実な成果を上げている。しかし、協定校の大多数は欧米に位置しているため、本学科の学生の留学先も欧米に集中する傾向にある。

将来の改善 改革に向けた方策

現在の国際情勢を考慮するならば、将来的には留学先を多様化し、アジア・太平洋地域の大学との幅広い交流を促進していく必要がある。正規の交流協定締結校以外への留学も、更に奨励していく必要がある。

### b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

現状の説明

本学の交換留学制度においては、各学部 学科から最低 2名を留学生として派遣することを原則としており、また留学先で取得した単位を、帰国後、30単位まで本学の単位に換算することを定めている。この単位認定は、交換留学制度によらない私費で留学する学生にも、手続きを行って条件が合致すれば適用している。本学科の学生が 2000 年度に留学したのは、サン・ディエゴ州立大学に1名、ワシタ・バプテスト大学に1名、オクラホマ・バプテスト大学に2名(以上、いずれもアメリカ)、吉林大学(中国)に2名である。2001年度は、ベイラー大学に1名、ロード・アイランド大学に1名(以上、いずれもアメリカ)、スタンダード=グルノーブル第3大学(フランス)に1名、吉林大学に1名となっている。協定校からの外国人留学生は、上記のように留学生別科に所属するが、2000年度から、自由研究という科目名で、希望する本学科の専門科目を受講することができるようになった。2000年度は、吉林大学からの派遣留学生1名が受講して単位を修得し、2001年度には同2名が受講している。

本学科独自の取り組みとして、2001年度から、既述のように、国際文化学科研究旅行奨励制度を開設した。教員9名による審査委員会の審査を経て、7計画8名の学生が各々の研究旅行のテーマを持って、それぞれの目的地に出かけることになっている。本学科の教員の国際交流としては、吉林大学との間に、2000年度に1名の交換研究員を派遣し、2001年度は、1名の交換教授を派遣し、交換教授1名を

受け入れた。2000年度には、1名が在外研究を行い、タイに留学した。

#### 点検・評価 長所と問題点

本学科の学生は、毎年2名以上が、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、中国に留学する機会を持っている。留学は、所期の研究課題を学ぶことのみならず、異文化体験をすること自体が貴重な体験であり本学科の趣旨と合致する。学生の志望も強い。帰国留学生の他学生に対する活性化の役割も大きい。今後、一層充実させる必要がある。単位の換算は、学科主任が認定の原案を教授会に提出し、承認を得る形式をとっている。この方法は、公平であり的確に実施されていると考える。しかし、留学先の授業科目の開講状況、学生が所属するコースによっては、単位認定が容易に実現しない事情がある。教員の在外研究は、カリキュラム編成に支障がない限り積極的に奨励する原則を、今後とも貫く必要がある。

#### 将来の改善 改革に向けた方策

本学科の国際交流は、おおむね肯定的に評価できる水準にあるが、今後一層充実させることが望ましい。学科としては、帰国留学生の体験を他の学生に伝え、その成果を学生が共有し、文化理解を促進する機会として積極的に活用する工夫を考える必要がある。新しい試みである国際文化学科研究旅行奨励制度は、本学科の理念の実践的性格を促進するものとして、学生・教員双方からの注目を集めている。発足したばかりであるので、試行錯誤の事情はあるが、運用面での適切性、とりわけ選考方法や実施後のテーマ達成度の評価法等について、今後継続的に検討していく必要がある。

### B - 6 . 社会福祉学科

- a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

本学科は国際化の進展に対応して、視野を世界に向け、国際社会での福祉の活動交流を目指して、韓国の二つの施設で「海外福祉実習」(選択)を行う。この実習による国際交流を土台に、将来更に中国、台湾との国際福祉の連携を広げると共に、教育研究の交流に発展させていく方向を考えている。

### C . 商学部

- a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

#### 現状の説明

商学部における国際化への対応や国際交流を推進するためのプログラムには、(1)海外からの留学生・帰国子女学生の受け入れ、(2)商学部日本人学生の交流協定校への派遣、(3)交流協定校への商学部教員の派遣・外国人教員の受け入れ、(4)商学部教員による本学留学生別科での講義、(5)商学部教員の在外研究がある。

#### 点検・評価

海外からの留学生は、日本語による作文、面接等で選抜が行われる外国人入試を経て入学し、日本人学生と同じカリキュラムで勉学を行っている。また、帰国子女学生は、外国語・現代国語の筆記試験と面接で選抜される帰国子女入試を経て入学している。海外からの留学生と同様、日本人学生との間にカリキュラム等の格差は設けられていない。商学部学生の交流協定校への派遣については、本学国際セ

ンターが実施する選抜試験を経て、留学者が選抜されている。選抜された学生は、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、中国の5カ国の提携校に派遣されることになる。交流協定校への商学部教員の派遣、外国人教員の受け入れについては、交流協定校との契約に基づき、定期的に本学教員の派遣と交流協定校教員の受け入れが行われている。また、商学部教員による留学生別科での講義については、日本企業の経営に関する講義が行われている。商学部教員の在外研究については、学術研究所の在外研究規則に基づくプログラムの一環として、定期的に教員の派遣が行われている。

#### 長所と問題点

以上のように、商学部における国際化への対応や国際交流を推進するためのプログラムは様々な形で実施されている。しかし、規模の面ではまだ不十分なところも多い。例えば、現在在籍している留学生・帰国子女学生は15名に過ぎず、学部在籍学生総数に占める比率は1%に満たない。また、商学部学生の交流協定校への派遣についても、毎年2名程度に過ぎず、本学からの全派遣学生数の5%に過ぎない。商学部在籍学生の本学全在籍学生に占める比率はおよそ2%であり、この5%という数字は商学部の学生数と比較して明らかに少ない。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

外国人留学生・帰国子女学生の受け入れに対しては、受け入れ幅の拡大が必要であろう。また、単に受け入れ幅を拡大するだけでなく、同時に学修・生活全般の指導・援助のための制度整備も図る必要がある。商学部学生の海外への派遣についても、拡大に向けての努力が必要であろう。現時点での国際センターによる選抜では、語学学習に手馴れた他学部の学生に有利な方式が採用されている。この選抜方式を改め、あるいは商学部独自の交流協定校を発掘することにより、今後一人でも多くの商学部学生を海外に派遣できるよう努めるべきである。交流協定校への商学部教員の派遣、外国人教員の受け入れ等についても、同様に充実することが望ましい。しかし、学部教員の本分は学部学生の教育にあり、この点がおろそかになるような海外への派遣については、問題があろう。

### b. 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

#### 現状の説明

国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置としては、先に見た商学部学生の海外への派遣や海外からの留学生の受け入れに加え、交流協定校への商学部教員の派遣、外国人教員の受け入れがある。

#### 点検・評価

交流協定校への商学部教員の派遣については、2000年度に中国の提携校に対して1件の派遣が実現している。外国人教員の受け入れについては、近いところでは1997年度に1件(中国提携校からの交換教授)、2000年度に1件の受け入れが行われている。また、商学部は専任の外国人教員を3名抱えており、これら教員の個人的なネットワークにより、海外との研究交流も活発に行われている。

#### 長所と問題点

本学が立地する福岡市はアジアのゲートウェイを標榜する都市であり、今後、上海、プサン、ソウル、台北といった環黄海の都市と経済的な依存関係を強めることが予想される。事実、本学部の卒業生が勤務する企業においては、これら地域の企業と積極的にビジネスを行うものも多い。こうした状況のもとで、商学部の卒業生が今後とも社会の第一線で活躍することを保証するためには、アジアとの結びつきを強める実体経済の変化に対応して、本学においても学部教育・研究活動の両面で、これら地域との連携を強める必要がある。



#### 将来の改善・改革に向けての方策

現在、本学の国際センターを中心に、韓国の大学との交流協定締結交渉が進んでいる。この締結を実現し、そして学生レベルの交流から教員レベルの交流に水準を引き上げることで、両大学の教育研究交流を緊密化することが重要である。

### D. 経済学部

#### a. 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

##### 現状の説明

経済学部の国際化への対応は、留学生の派遣、外国人留学生の受け入れ、交流協定校への教員の派遣、提携先大学からの教員の受け入れの4つの分野で実施されている。まず、留学生の派遣に関しては、毎年2名の経済学部生を英語圏へ、1名を中国語圏へ派遣している。また、ボルドー・スクール・オブ・マネジメントとの協定に基づき、毎年2名の経済学部生をフランスに派遣している。なお、韓国の交流協定校へも、2002年に初めて学生を派遣することになる。その他、私費留学生として毎年10名程度の学生が海外へ赴く。外国人留学生に関しては、毎年1~2名の学生を受け入れている。経済学部の教員は、近年2回にわたって中国の吉林大学へ客員教授として赴いている。また、逆に2名の客員教授をやはり吉林大学から経済学部が受け入れている。

なお、特筆大書すべきは、経済学部には韓国籍の専任教員が2名いることである。これは、本学部が国際交流を推進する点で先進的な位置にいることの証左と見えよう。

##### 点検・評価 長所と問題点 将来の改善・改革に向けての方策

経済学部における国際化、国際交流の現状は満足すべきものであるが、あえて欠点を挙げるなら、上記のような活発な国際交流の成果が、留学しない一般学生にフィードバックしていないことがある。少なくとも、留学生の帰国報告をゼミやクラスで行う等の工夫が必要だろう。

#### b. 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

##### 現状の説明

上記 a. で述べたような種々のシステムは、教育研究交流を緊密化させるための措置として適切なものである。特に、ボルドー・スクール・オブ・マネジメントとの交流は、本学では商学部と経済学部だけに与えられた有利な機会であり、これを活用して学生と教員の国際性を高めていくことが期待されている。また、本学部では毎年ほぼ1名ずつ、本学の在外研究員制度を利用して欧米の一流大学へ研究出張している(おおむね1年間)。その成果は、帰国後、英文論文の発表等の形となって現れていると共に、欧米の最新の教育システムの導入にも役立っている。

##### 点検・評価 長所と問題点

教育の面でも、研究の面でも本学部の国際交流は活発に実施され、成果が上がっていると評価できる。

##### 将来の改善・改革に向けての方策

今後の課題としては、本学部の研究と教育を飛躍的に向上させるような刺激を与えてくれる外国の優秀な研究者を招待することであろう。そのためには、優秀な研究者が本学に滞在したくなるような条件を整える必要がある。

## E.法学部

### a.国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

#### 現状の説明

法学部には2名の外国人専任教員が居り、更に3名の外国人非常勤講師と共に、学生に専門教育科目を英語で講義している。更に、アジア(主として中国)と欧米から各1、2名の教授を、集中講義非常勤講師として招聘している。2000年度は、中国から吉林大学教授とカナダからマギル大学教授を招聘し、集中講義を行った。語学以外の専門的内容でありながら通訳をつけないので、学生にとっては予習、復習が大変な科目であるが、努力してなんとか理解できる学生も増えている。更に、一般学生は、これらの教員を通じて外国の学問と文化に直接接することができる。日本人教員も、毎年2~4名が半年間又は1年間海外で研究を行っている。また、短期的には、年間4、5名が海外の研究機関で資料収集・研究を行い、3、4名が海外の会議・学会に出席している。学生は、交換留学と私費留学によって海外に出かけている。2000年度、法学部は交換留学生として4名、私費留学生として5名を送り出した。私費留学生の場合も、一定の事前承認を得ていれば、留学先で取得した単位を30単位まで読み替えることができる単位互換制度がある。語学に関するカリキュラムは、全学の共通科目である英語、ドイツ語、フランス語、中国語に加えて、スペイン語、ロシア語、韓国語を正課としており、この結果、法学部生は英語圏だけでなく幅広々いろいろな国に留学する傾向が見られる。外国から法学部への留学生受け入れは、主としてアジア諸国から各学年に1、2名いる。いずれも勉強熱心で他の学生に刺激を与えている。更に、国際センターの留学生別科の学生が自由研究として、通常の日本人クラスに出席できる制度が作られ、2000年度は法学部のゼミでフランス人学生1名を受け入れた。

#### 点検・評価

専任の外国人教員は、1999年度まで5名(ロシア2、韓国2、アメリカ1)であったが、定年退職等により2001年度からロシア人2名のみになる。それにより、外国人教員によって講義される科目が少なくなる。学生は、外国の法律を直接その国の人から教わる機会を望んでおり、そのような講義が減りつつあることを残念に思っている。法学部は、交換留学に応募する学生数が多い。しかし、成績評価の学部間格差等の理由により、かならずしも応募者数に応じた学生が派遣される結果にはなっていない。法学部学生が交換留学する場合、3年次又は4年次の夏から1年間留学する例が多い。通常、法学部生の多くはアメリカに留学するが、アメリカでは法学教育は大学院レベルで行われているため、留学先で修得した単位は法学部専門科目に換算できない。そのため、留学先の大学での修得単位を法学部の専門科目に換算する例は、政治系の科目を除いてほとんどない。私費留学については、3年次で出かける例が多い。法学部の講義は、前期又は後期だけで完結になる4単位科目が多く、実質的にセメスター制を採っている。その結果、学生は私費留学しても4年で卒業できる。この点は学生の留学促進に役立っている。外国人留学生の受け入れは、特別にそれを促進するようなインセンティブがないので、将来その数が増える可能性は少ない。

#### 長所と問題点

学生は、国内の法律科目を学ぶと共に、外国法や英語の知識を直接取り入れることができる。積極的に勉強する学生は、アメリカのメジャー大学大学院に受け入れられる程度の語学力(TOEFL600点以上)を身につけることができる。しかし、それは少数の学生であり、多くの学生は単位を取るのに精一杯であり、能力と意欲のギャップをどのように埋めるかが課題となっている。アメリカの大学に留学する学生の単位互換が困難なことは、法学部の特殊性からするとやむを得ないものである。しかしながら、留学は学

生にとっては貴重な異文化体験の機会でもあり、これによって留学自体の意義が損なわれるものではない。事実、留学経験者には、帰国後の学習、更には将来進路についても自覚的な取組みを見ることができる。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

国際交流を促進し、かつ専攻科目での教育を高度化するためには、学生の恒常的な交流を実現する方策が必要である。具体的には、法学教育に適当な海外のいくつかの大学と法学部が直接に提携し、一定数の学生を派遣するようなシステムが考えられる。将来的には、国内他大学の法学部との「単位互換制度」を検討する方法も望ましいが、全学的にまだその体制にない。留学に関する問題は、将来的には専門教育を学ぶものへと発展させることが望ましいが、学生の外国語能力、専門分野での基礎能力、いずれの点からも早期に実現するには障害が多い。むしろ、大学院教育の課題となろう。

#### b.国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

##### 現状の説明

前記 a. で述べたように、大学の制度上可能な範囲で、海外からの集中講義や外国人専任教員の採用による国際的な教育研究交流を積極的に行ってきた。専任教員は、休暇期間中に積極的に海外に出かけており、先方での交流の成果を大学に持ち帰っている。また、海外から、研究会や講演のために法学部を訪れる法律学の研究者も毎年数名おり、交流は活発である。これらは、特定の措置を決めていることの結果ではないが、法学部教授会としては、可能性がある場合は積極的に受け入れる雰囲気があり、これが有効に機能している。学生の語学教育については、特定の海外語学研修で修得した証明によって共通教育外国語科目単位を与える制度が設けられており、インターンシップも含め学外での学生のような主体的活動が見られる。しかし、本学教員の指導監督下でないものを単位認定することについては、慎重である。

##### 点検・評価

教員の国際的活動は、個人のレベルで盛んに行われているが、組織的には十分機能していない。更に、学生の留学等についても個人の努力に待つところが大きく、法学部として特別な措置を取っているわけではない。学部としての対応を検討する必要がある。

##### 長所と問題点

状況に対応して行動しやすい点はあるが、学部として国際的な教育研究交流を緊密化させるための措置を決めているわけではないので、場当たりの対応になりやすい。現在の対応は、長期的な展望を想定して企画することはできない。

#### 将来の改善・改革に向けての方策

現在の在外研究制度は教員数が増える前のものであり、当時とは教員数が5割以上増えている現状では、教員が海外で研究を行うことは困難になっている。海外研究派遣枠の見直しが必要であろう。教育面を含めた国際化の措置としては、外国人を専任教員として採用することが望ましいが、それが困難であれば、海外からの非常勤講師招聘のための予算措置を検討する必要がある。学生の国際レベルでの教育についても、一定数を海外の教育機関に派遣し、語学教育だけでなく社会科学部門の一般教育のようなものを受講できる環境を作ることが望ましい。